

市町人権教育推進協議会等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域ぐるみの人権教育の推進を図るため、公益財団法人滋賀県人権センター理事長が、市町が設置する人権教育推進協議会等およびボランティアとしての人権教育推進員等の活動について助成する場合、これに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、公益財団法人滋賀県人権センター理事長（以下「補助事業者」という。）とする。

(交付条件)

第3条 補助事業者が、市町に対して行う地域ぐるみの人権教育推進のための助成事業で、次の各号の条件に該当するものについて助成するものとする。

- (1) 市町人権教育推進協議会等の各種事業（講演会、研修会、懇談会等学区人権教育推進協議会等またはブロック人権教育推進協議会等が行う研修事業）が、地域の実情に応じて自主的・計画的に実施されること。
- (2) 市町において、自治会単位に人権教育推進員等を設置すること。ただし、自治会の規模に応じて2名以上設置することができる。この場合、当該市町の推進状況を十分考慮の上、設置すること。
- (3) 人権教育推進員等は、市町における人権教育推進協議会等との連携を密にし、居住地活動の中心的な役割を果たすこと。

(補助額)

第4条 補助額は定額とし、知事が別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、補助事業者が市町に対して交付する助成金とする。ただし、市町が地域ぐるみの人権教育を推進するために要する次の各号に定める経費とする。

- (1) 報償費（講師謝金等）
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費等）
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 負担金補助および交付金

(交付申請書の提出)

第6条 補助事業者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに提出するものとする。

(助成金交付要綱の制定)

第7条 補助事業者は、市町に対して助成金を交付するにあたって、助成金交付要綱を定めなければならない。助成金交付要綱は、規則およびこの要綱に規定する条件の範囲内で定めなければならない。

(協議)

第8条 補助事業者は、この要綱の運営上問題が生じたときは、知事に協議しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第12条に規定する事業実績報告書(様式第3号)を、事業が終了した日から30日以内、もしくは翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第11条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助金と補助事業にかかる予算および決算を明らかにした関係帳簿を作成し、補助事業の完了した日の属する年度から5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第13条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、滋賀県教育委員会教育長を経由しなければならない。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度の補助金から適用する。
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の補助金から適用する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の補助金から適用する。
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。

(別表)

市町人権教育推進協議会等事業補助金

1 補助金の額は、次の各号の区分により算出した補助対象基本額の3分の1以内の額とする。

(1) 第3条第1号の事業にかかる補助対象基本額は、次の区分により算出した額とする。

人権教育推進協議会等を設置する市町の人口割(当該年度の4月1日現在)

ア	人口3万人未満	250,000円
イ	人口3万人以上 6万人未満	340,000円
ウ	人口6万人以上 10万人未満	420,000円
エ	人口10万人以上	510,000円

(2) 第3条第2号に規定する人権教育推進員等設置にかかる補助対象基本額は、1名あたり1,600円とする。

(3) 市町人権教育推進協議会等で、人権教育推進上の課題や地域の実態をふまえた人権教育推進指導員研修会を実施する場合、その補助対象基本額は、1市町あたり50,000円とする。

2 年度の途中において市町の合併があった場合の前項第1号および第3号の規定による当該年度の補助金の額の計算については、同項第1号にあっては合併前の市町を単位として算出した補助金の額の合計額とし、同項第3号にあっては合併前の市町の数に50,000円を乗じて得た額とする。